

表 国务院組織再編の主な内容

1	科学技術部の再編	・科学技術による農業・農村発展計画と政策立案、指導を農業農村部に移管する。 ・科学技術による社会発展計画と政策立案を国家発展改革委員会、生態環境部、国家衛生健康委員会に移管する。 ・国家自主イノベーションモデル区、国家ハイテク産業開発区などの科学技術園区の建設、科学技術サービスの指導、技術市場や技術仲介組織の発展などの業務を工業・情報化部に移管する。 ・国外の人材誘致と中国人材の海外での研修などの業務を人的資源・社会保障部に移管する。人的資源・社会保障部に国家外国専門家局を移管する。 ・中央財政による科学技術計画(特別プロジェクト、資金など)の調整・管理、科学研究プロジェクト資金の調整と評価、中国農村技術開発センターを農業農村部に移管する。 ・中国バイオテクノロジー発展センターを国家衛生健康委員会に移管する。 ・中国21世紀アジェンダ管理センター、科学技術部ハイテク研究開発センターを国家自然科学基金委員会に移管する。国家自然科学基金は科学技術部が管理する。
2	国家金融監督管理総局の設立	・国务院直属機関として証券業を除く金融業の監督・管理を担う。 ・中国銀行保険監督管理委員会の業務に加え、中国人民銀行から金融持ち株会社などの金融グループに対する監督・管理と消費者保護業務、中国証券監督管理委員会から投資者保護業務を移管する。 ・中国銀行保険監督管理委員会は廃止。
3	中央金融管理部門による地方金融管理体制の構築	・中央の金融管理部門の地方駐在機関を中心とする地方金融監督管理体制を構築する。 ・地方政府が設立した金融監督・管理機関は監督・管理業務を専門に行い、金融業務局、金融弁公室などの組織名は使用しない。
4	中国証券監督管理委員会を国务院直属機関に変更。	・中国証券監督管理委員会を国务院の直属事業単位から直属機関に変更する。 ・国家発展改革委員会から企業債券発行審査業務を移管する。
5	中国人民銀行の支店再編	・広域エリア支店、支店経営管理部、本店直属経営管理部、省政府所在都市センター支店を廃止。 ・31省・自治区・直轄市に省レベル支店、広東省深セン市、遼寧省大連市、浙江省寧波市、山東省青島市、福建省アモイ市に計画単列市支店を設立。 ・北京支店に中国人民銀行経営管理部の名義を残す。上海支店と上海本部は合同で業務を行う。 ・県レベル支店は廃止し、地級市レベル支店に業務を統合する。 ・外貨決済などが多い地域は、地級市レベル支店の駐在機関を置いて業務を行うことができる。
6	国有金融資本管理体制の整備	・中央の金融管理部門が管理する市場経営類機関を分離し、国有金融資産を国有金融資本受託管理機関に組み入れ、国务院の授權により出資者責任を負う。
7	金融管理部門職員の統一的規範管理強化	・中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局は国家公務員基準での管理・待遇とする。
8	国家データ局の設立	・国家発展改革委員会が管理する。 ・中央ネットワークセキュリティ・情報化委員会からデジタル中国建設プラン策定、公共サービスと社会ガバナンスの情報化の推進、スマートシティ建設の推進、情報リソースの業界・部門をまたいだ共有・運用などの業務を移管。 ・国家発展改革委員会からデジタルエコノミー発展に向けた調整やデータ要素基本制度の建設、デジタルインフラ配置推進などの業務が移管される。
9	国家農村振興局を廃止し農業農村部へ業務移管	・国家農村振興局を廃止し、農村振興などの業務は農業農村部に移管する。
10	人口高齢化政策を国家衛生健康委員会から民生部へ移管	・人口高齢化政策の立案や実施にあたっての調整、全国老齡工作委员会の具体的業務などを民生部へ移管する。 ・全国老齡工作委员会弁公室は民生部に移管し、高齢者関連業務の全体調整や監督・指導、推進を強化する。 ・中国老齡協会は民生部の管理とする。
11	国家知識産権局を国务院直属機関とする	・国家市場監督管理総局による管理から国务院直属機関へ変更する。 ・商標権、特許権などの法執行は引き続き市場監督管理部門が行う。
12	国家信訪局(注)を国务院直属機関とする	・国务院弁公庁による管理から国务院直属機関へ変更する。
13	中央政府の各部門の定員を一律5%削減する	・削減した定員は重点分野や重要業務に割り当てる。 ・定員削減後に人員が定員を超える場合は、5年間の移行期間を設けて解決する。

(注) 共産党中央や国务院などに対する請願、陳情などを受け付ける組織。

(出所) 中国政府ウェブサイト